

令和8年度 番匠川水系ゴミマップ


※令和8年6月発行

令和7年度に番匠川流域（国管理区間）で投棄されたゴミの分布図です。
きれいな番匠川を守るために、ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう！

ゴミ処分には皆様の大切な税金が使われています！

左岸とは…川が流れる方向を向いて左側の岸
右岸とは…川が流れる方向を向いて右側の岸

【記号の意味】

	一般ゴミ
	家電
	廃材その他



令和7年4月4日発見
番匠川右岸 山梨子橋下
飲食ゴミ



令和7年12月24日発見
久留須川左岸 河道内
飲食ゴミ



令和7年10月17日発見
番匠川右岸 提内排水ポンプ場内
家庭ゴミ



令和7年9月19日発見
番匠川左岸 番匠公園内
モルタル殻



令和7年12月26日発見
堅田川左岸 道路脇
一斗缶



令和8年3月19日発見
堅田川左岸 河川敷
発泡スチロール箱など



令和7年6月3日発見
番匠川右岸 稲垣橋下流
飲食ゴミ



令和7年8月14日発見
番匠川左岸 新佐伯大橋上流
花火



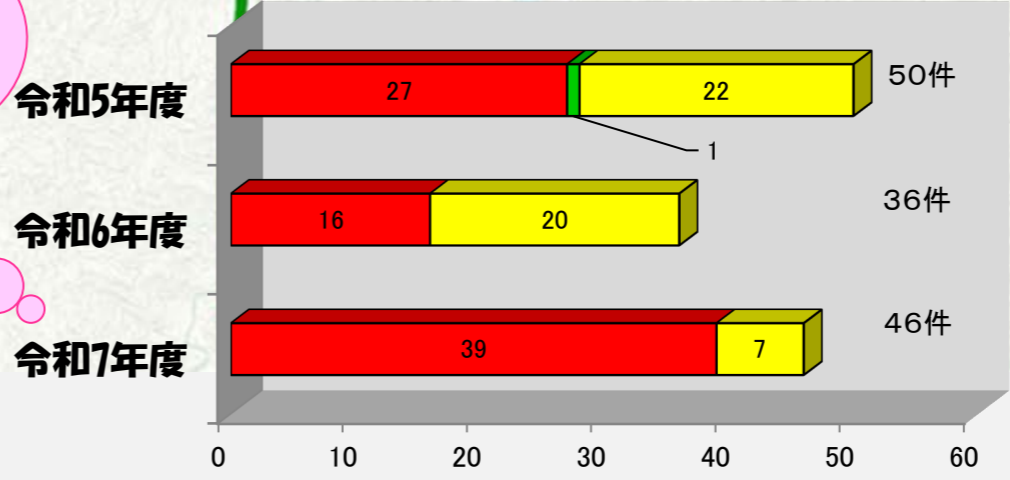
令和8年2月13日発見
番匠川左岸 興人水路橋下流
飲食ゴミ



新佐伯大橋や
稲垣橋周辺に
ゴミ投棄多数発見

令和7年度の不法投棄件数は、昨年よりも増加しました。内訳を見ると、「廃材その他」は減少しましたが、食品ゴミなどの「一般ゴミ」は昨年よりも倍増しています。不法投棄は犯罪です。これからも、一人ひとりがマナーを守り、美しい川と豊かな自然を守りましょう。

分類別比較表



【注意】川への不法投棄は法律により、厳しく処罰されます

- 廃棄物処理法
(個人) 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
(法人) 3億円以下の罰金
- 河川法
3ヶ月以下の懲役もしくは20万円以下の罰金

(国土交通省 佐伯河川国道事務所 佐伯出張所 令和8年3月調べ)

事務所HPの
ゴミマップはこちら▼



事務所Xはこちら▼

